

障害性  
同一性  
男性の  
松江の  
松

# 保険証「女性」認める

厚労省方針 戸籍と違ふ記載初

戸籍上は男性で、心と体の性が一致しない性同一性障害と診断されている松江市の市民団体代表上田地優さん(54)が、国民健康保険の性別欄に女性と表記するよう求めたことに對し、厚生労働省は17日までに容認する方針を固めた。近く正式決定し、島根県を通じ、て松江市に伝達する。

厚労省が国民健康保険証に、戸籍と異なる性別の記載を認めるのは初めて。厚労省によると、上田さんの場合、松江市のカード式保険証表面の性別欄に女性と表記し横に記号を付けるとともに、裏面には戸籍上の性別は男性と記載することを検討している。

厚労省は、上田さん本人の強い要請を考慮、医療機関での実務に支障がない範囲で柔軟に対応するべきだと判断した。今後も同様の要望があれば認められる。

上田さんは「医療機関で保険証を提示するのが苦痛だ」として性別欄の記載変更を要請していた。松江市の国民健康保険証は4月に折り畳み式から、表面に性別欄があるカード式に変更されたこともあり、市は厚労省とも協議。表面の性別欄に「裏面記載」と表記、裏面に「戸籍上の性別 男(性同一性障がいのため)」と記載した保険証を7

月2日に交付していた。

厚労省の方針について上田さんは「性同一性障害に悩む人が医療にかかる敷居が低くなり、適切な医療を受けられるようになる。歴史的な瞬間に立ち会えて感激している」と話している。

不要記載整理を

GID(性同一性障害)学会理事長の中塚

幹也・岡山大学院教授(生殖医学)の話  
これまでは医療機関で健康保険証を提出するたび、性別欄の記載と見た目が違つたため、説明を求められるのが嫌で通院を先延ばしにして体調を崩す人もいた。今回の厚生労働省の対応は好ましいことだが、保険証は身分証明で使う場合もあり、もっと分らないような形にするのが望ましい。これを機に公的文書などの不要な性別記載の整理を進めるべきだ。また、現在は認められていない性同一性障害治療への保険適用のきっかけになればいいと考えている。